| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第７ 福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １ 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 | | | |
| 【監査の結果８】分割返済の受入れ  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，債務者から返還の申出がなされたときは，たとえその額がわずかであり，また返済計画が大阪府として承認できない内容のものであったとしても，申出に係る額の返還を受け入れるべきである。 | 今後、返還の申し出がなされた場合に大阪府債権回収・整理マニュアルに基づき債務者の資力等を確認の上、返還期間が２年を超える分割納付であっても受け入れることとした。 | 措置 |
| 13　障がい者扶養共済制度年金過払金返還金 | | | |
| 【監査の結果18】消滅時効の起算日の管理  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者扶養共済制度年金過払金について，各過払金の時効の起算点を適切に管理すべきである。 | 時効起算日を誤って把握していた既存３件の過払金返還金について、正しい時効起算日を確認し、適切に管理することとした。  今後も、各過払金返還金の時効起算日を適切に管理していく。 | 措置 |